

平成 31 年 1 月 8 日 開催

箕輪町農業委員会第 11 回総会

会議録

1. 開催日時 平成31年1月8日(火) 午後3時4分から午後4時10分

2. 開催場所 箕輪町役場 大会議室

3. 出席委員(22人)

会長	柴 恒年
会長代理	議席1番 向山 勝一
委員	2番 向山 壽美治
	3番 北條 眞一
	4番 代田 三男
	5番 井口 雅文
	6番 日野 正章
	7番 大槻 博文
	8番 藤田 久一
	9番 根橋 英夫
	10番 原 美鈴
	11番 関 幹子
	12番 鈴木 健二
	13番 原 義久
	15番 小林 正俊
	16番 唐澤 太美男
	17番 春日 初
	18番 藤森 英雄
	19番 櫻井 克成
	20番 白鳥 善文
	21番 藤澤 昭二
	22番 金澤 博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井 清一
事務局次長	丸山 敦
事務局書記	山崎 万里子

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 9 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について

局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。新年あけましておめでとうございます。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にしていただくようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

あけましておめでとうございます。非常に天気が良い年末年始でした。新年を迎える 1 年間体調に気を付けていただきお願いしたい。昨年 9 月で全国全ての農業委員会が新制度での体制となった。農地の集約、集積に向けた取り組み等行っていきたい。

局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願ひいたします。

議長

ただいまから第 11 回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は 22 人あります。箕輪町農業委員会会議規則第 6 条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

12 月の経過報告について申し上げます。

12 月第 10 回総会を 12 月 6 日（木）に行い、農地法第 3 条 3 件、農地法第 5 条 3 件の転用案件について総会後 7 日付け許可書を交付しました。

農地法第 5 条 3 件の転用審議案件については、南信地区常設審議委員会において、長野県農業会議会長へ諮問を行い、12 月 14 日に県常設審議委員会が開催され、当町での転用案件については問題なく許可が認められたため、17 日付けで許可書を交付しま

した。

人・農地プラン地区懇談会が各地区で行われ、委員の皆さん曾それぞれ対象地区的懇談会に参加いただいております。ご苦労様です。12月17日 農村女性フェスティバルに、女性委員が参加いただいておりますので、後程全員協議会において報告をいただきたいと思います。12月13日に、国交付金について条例改正を行っていただきたいたい旨依頼を代理と共に町長に行っております。12月28日急遽報酬審議会が開催されることとなり、12月26日に、役員会を開催し、最適化交付金について報酬審議会へ報酬条例改正をかけていただくよう農業委員会としての方針を確認しました。

1月転用案件現地確認を会長、会長代理、農地部会正副部長、当番委員で行いました。

役員会を午後1時30分から行いました。以上で12月の報告を終わります。
それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

8番藤田久一委員・9番根橋英夫委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、中箕輪 [REDACTED] 地目は「畠」面積 [REDACTED] m²

譲渡人は [REDACTED] にお住まいの [REDACTED] さんです。遠方の為農地の管理ができない為、農業経営を縮小するものです。譲受人は [REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請地は、 [REDACTED] さん所有農地の隣にある農地であり効率が良いため譲り受け、農業経営の拡充を行うものです。農地取得後の耕作面積は [REDACTED] a で地域の下限面積 30 a を満たしております。売買金額は、坪 [REDACTED] 円になります。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、三日町 [REDACTED] 地目は「田」面積 [REDACTED] m²

三日町 [REDACTED] 地目は「田」面積 [REDACTED] m²

三日町 [REDACTED] 地目は「田」面積 [REDACTED] m²

3筆 合計 [REDACTED] m² となります。

譲渡人は、木下 [REDACTED] の [REDACTED] さん。高齢の為農地の維持管理ができず譲り渡すものです。譲受人である木下 [REDACTED] の [REDACTED] さんは父の [REDACTED] さんと共に農業を行っており今回農業経営の拡充をするものです。農地取得後の耕作面積は [REDACTED] a で地域の下限面積 50a を満たしております。売買金額は、坪 [REDACTED] 円になります。

位置図は4ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、三日町 [] 地目は「畠」面積 [] m²

譲渡人は三日町 [] の [] さん。相続で受けた土地ですが、会社員の為維持管理ができないため譲り渡すものです。譲受人である [] さんは、申請地が付近に自宅を計画しており利便性があるため譲り受けるものです。農地取得後の耕作面積は [] a で地域の下限面積 5a を満たしております。

売買金額は、m² [] 円になります。

位置図は 8 ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、中箕輪 [] 地目「田」面積 [] m²

三日町 [] 地目「畠」面積 [] m²

三日町 [] 地目「畠」面積 [] m² 計 3 筆 [] m² になります。

譲渡人は三日町 [] の [] さん。相続で受けた土地ですが、会社員の為維持管理ができないため譲り渡すものです。譲受人である原公男さんは、農業経営の拡充をするものです。農地取得後の耕作面積は [] a で地域の下限面積 5a を満たしております。売買金額は、m² [] 円になります。

位置図は、12 ページになります。

5つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、中箕輪 [] 地目「田」面積 [] m²

譲渡人は松島 [] さん。高齢の為農地の維持管理ができないため譲り渡すものです。譲受人である唐澤剛さんと、唐澤静子さんはご兄弟で、申請地は、唐澤静子さんの自宅に隣接しており自家用野菜等栽培することに適しており、取得するものです。農地取得後の耕作面積は [] a で地域の下限面積 5a を満たしております。売買金額は、m² [] 円になります。

位置図は、16 ページになります。

議案第 1 号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1番、5番の案件を春日初委員。

春日委員

1番目の案件につきましては、[] に [] さんが来て今回の申請についての説明を受けております。10年来この地を耕作しており、近隣の方に確認しましたが適正に行われており問題無いと判断しております。

5番目の案件につきまして、[] 、[] の [] より説明を受け

ました。譲受人の■さんが、住宅の近くで農地を探していた。■は、高齢の為農地を手放したいと思っていた。今回両者の想いがマッチングした。皆さまのご審議をお願いします。

議長 2番、3番、4番の案件を。藤澤昭二委員。

藤澤委員 2番目の案件につきましては、■購入者の■さんより話がありました。内容は事務局の説明のとおりであります。

3番目の案件につきましては、■購入者の■さんと、4番目の購入者の■さんが来て説明を受けました。事務局の説明のとおりでありますので、問題無いと判断しております。

議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議長 異議なしと認めます。よって第1号議案については原案のとおり認めることに決まりました。

日程第3議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明をいたします。
住宅敷地の拡張で遡及案件になります。

土地の所在は、東箕輪■ 地目「畠」面積■m²

申請人は、北小河内■の■さんです。申請地は、住宅敷地として使用しており、住宅に隣接していたため宅地と思っていたが、今回町の■指摘があり申請地の登記地目が「畠」であることが判明したものです。転用申請が必要であることを知らず現在に至ってしまい、今回現況に合わせて転用申請するものです。農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的2種農地該当し、第2種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の1ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

- 議長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
鈴木健二委員。
- 鈴木委員 事後の案件であるが、[REDACTED]は、事務局の説明のとおりでありましたが、指示があつた際すぐ対応しておりますので、ご審議を願いします。
- 議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)
- 議長 異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。
日程第4議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をいたします。
1番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。
土地の所在は、中箕輪[REDACTED] 地目「田」面積[REDACTED]m²になります。
住宅の新築です。貸付人である[REDACTED]さんは、借受人の妻の父親となります。申請人は、妻、子供2人の合計4人で借家住まい。借家を退去しなくてはならなくなり、子供の成長、家族の将来性を考え自己所有の住宅を計画。土地の所有がなく、妻の父親に話をしたところ、申請地は現在休耕田となっている土地であり使用貸借により計画。農地区分は、役場から300m以内の農地、第3種農地に該当します。
申請地は、保育園、小学校、中学校が近く利便性を考慮し選定されております。
位置図は、5ページになります。
- 2番目の案件です。計画変更に伴う、売買による所有権移転の申請です。
土地の所在は、中箕輪[REDACTED] 地目「畑」面積[REDACTED]m²
太陽光発電施設用地に伴う申請です。パネル枚数[REDACTED]枚、発電出力[REDACTED]kwでの計画となります。
今回、住宅用地から太陽光発電施設への計画変更となりますので、町ガイドライン、景観条例の手続きにつきましても行なっていただいております。
譲受人は、太陽光発電事業を進めており温暖化対策として事業拡大を計画していた

所申請地は、昭和 57 年 6 月 14 日に住宅用地として譲渡人の父が取得したが神奈川で勤務しておりその後も生活の基盤が神奈川であったため、建設を断念。今回土地の有効活用を考え計画変更することとした。

売買金額は、[REDACTED] 坪 [REDACTED] 円になります。

農地区分は、住宅に囲まれた生産性の低い農地 消極的 2 農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は、5 ページになります。

3 番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、東箕輪 [REDACTED] 番地 地目「畠」面積 [REDACTED] m²

住宅敷地拡張での申請です。

譲渡人である [REDACTED] さんは、相続により申請地を取得したが、千葉県で生活しており、農地等の維持管理ができない状況で、土地の有効活用のため譲り渡すものです。譲受人である [REDACTED] さんは、申請地の隣の [REDACTED] さん所有の住宅と併せて今回取得をする計画ですが、現状申請地も庭として利用されており、今回取得と併せて現状にあわせた形で登記を行うため計画するもの。売買金額は、[REDACTED] 円で、価格は、隣の住宅とその土地を含めた価格となっております。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い農地 消極的 2 種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は、14 ページになります。

4 番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 番 地目「田」面積 [REDACTED] m²

中箕輪 [REDACTED] 番 地目「田」面積 [REDACTED] m²、

中箕輪 [REDACTED] 番 地目「田」面積 [REDACTED] m²、

中箕輪 [REDACTED] 番 地目「田」面積 [REDACTED] m²、

中箕輪 [REDACTED] 番 地目「田」面積 [REDACTED] m² 計 [REDACTED] 筆 [REDACTED] m²

宅地分譲による申請です。

譲渡人である木下 [REDACTED] さんは、高齢の為申請地の耕作を依頼して行っておりましたが、今回当該土地の耕作に関して借り手ができないとの話があり、自身としても農業を行っておらず農地の維持管理が困難であり、譲り渡すものです。譲受人である [REDACTED] さんは、[REDACTED]、申請地付近も宅地分譲しており、需要が見込まれるため計画。今回の区画は、位置図の 19 ページにありますが、[REDACTED] 区画となっております。

売買金額は、[REDACTED] 万円 坪 [REDACTED] 円です。

農地区分は、用途地域内の第 1 種低層住居専用区域に該当した、第 3 種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は 18 ページになります。[REDACTED] 北側に位置する農地になります。

5番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は、東箕輪 [REDACTED] 地目「畠」面積 [REDACTED] m²

住宅用地に伴う計画になります。

譲受人である [REDACTED] さんは、譲渡人の息子さんにあたり、今回実家近くの土地に居住し、今後両親の近くで生活したいと父親に相談したところ、今回の申請地にある倉庫を移設し、住宅を建設する計画。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い農地、消極的 2 種農地に該当。位置的代替性もないと判断します。

位置図は、23 ページになります。

6番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中曾根 [REDACTED] 地目「畠」面積 [REDACTED] m²

住宅用地の申請です。申請人は、中曾根 [REDACTED] さんになります。

小林さんは、現在奥さんと子供 2 人と共にご自身の実家で暮らしています。実家には、兄・弟もいるため、新居を建て独立したいと考えており、用地は、子育てを両親の手助けを受けながらできる実家と同じ地区内で検討した結果譲渡人の [REDACTED] さんは、親から土地を相続したものの他人に管理してもらっている農地で将来的にも農業経営をする考えはなく、子供もいないことから譲渡してもようと承諾を受け、農振除外手続きを行っておりましたが、今回除外手続きが完了したことに伴い行う申請となります。

農地区分は、概ね 10ha 以上の一団の農地を形成した良好な営農条件を備えている第 1 種農地に該当しておりますが、既存集落に接続して設置される施設に該当するため農転もやむを得ないと考えております。

位置図は、28 ページになります。

7番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、三日町 [REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²、

三日町 [REDACTED] 番「田」面積 [REDACTED] m²、三日町 [REDACTED] 「田」面積 [REDACTED] m²、

三日町 [REDACTED] 「田」面積 [REDACTED] m²、三日町 [REDACTED] 「田」面積 [REDACTED] m²、

三日町 [REDACTED] 「田」面積 [REDACTED] m²、三日町 [REDACTED] 「田」面積 [REDACTED] m²

合計 [REDACTED] 筆 [REDACTED] m²

工場用地に伴う計画になります。

譲渡人は、福与の [REDACTED] さん、木下の [REDACTED] さんです。譲受人の [REDACTED]

[REDACTED] は、需要の増加に伴い、新たに工場を増設するにあたり、駐車場と、緑地帯が不足するため計画、工場の立地的に今回の申請地方面しか増設ができない状況のなか、地権者の同意が得られたため申請。開発行為も同時申請しております。地権者は、付近が、工場、太陽光、住宅等建設されており農業がしづらい状況となってきており土地有効活用の為承諾をした。

駐車台数 [REDACTED] 台、緑地帯 [REDACTED] m² の計画となっております。

農地区分は、宅地化が進み農業がし難い生産性の低い農地、消極的 2 種農地に該当。位置的代替性もないと判断します。
位置図は、32 ページになります。
全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。
ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1 番の案件に関して日野正章委員。

日野委員 12 [REDACTED] の担当の方が来て説明を受けました。町道 [REDACTED] 沿いで、周りも住宅に囲まれた土地なので問題無いと思います。

議 長 3 番、5 番の案件に関して根橋英夫委員。

根橋委員 3 番目の案件につきましては、12 月中旬に譲渡人の [REDACTED] さんがきて説明を受けました。今回、申請地に隣接した住宅をあわせて譲り渡すこととなり、現状は、庭として利用されている土地であり、実状にあわせた形での申請となっている為問題無いと判断しております。5 番目の案件に関しては、12 月中旬譲渡人の [REDACTED] さんが来て説明。内容については、事務局の説明のとおりであります。ご審議お願いします。

議 長 4 番の案件に関して藤森英雄委員。

藤森委員 12 [REDACTED] の代理の方が来て説明がありました。周りが住宅地であり、申請地のみが農地の状況であるため、問題無いと考えます。ご審議お願いします。

議 長 6 番の案件に関して白鳥善文委員。

白鳥委員 12 [REDACTED] ラの担当者が来て説明がありました。除外申請が済んだ為の申請であり、問題無いと感じております。ご審議お願いします。

議 長 7 番の案件に関して藤澤昭二委員。

藤澤委員 12 [REDACTED] 担当者がきて説明を受けました。近隣の状況も宅地化が進んでいるエリアであり、問題無いと感じております。詳細は事務局の説明のとおりであります。ご審議お願いします。

- 議長 2番の案件に関して、説明します。申請者と、譲渡人は従兄弟関係で、申請者は、申請地の南側も太陽光を設置しており、状況から問題無いと感じております。
- 議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
- 根橋委員 6番の案件に関してですが、農振除外をして住宅ということですが、周りは農地に囲まれた土地であるので、その辺について、申請者に話をしておいてほしい。
- 事務局 許可書を渡す際に伝えたいと思います。
- 議長 その他ありますか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。採決をいたします。
議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
日程第5議案第4号について議題とします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。
こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。
1ページは、総括表となります。
田 4,170 m²、畑 82,006 m² 計 86,176 m²
2ページから6ページは、貸し手の状況となります。
利用権の設定期間は、平成31年1月9日から平成40年12月31日までの10年間となります。
7ページ以降は、借り手の状況となります。
7ページは、福与の[]さんで、「畑」 5筆 7,922 m²
8ページ～9ページは、木下の[]さんで、「田」 4筆 4,170 m²、
「畑」 36筆 57,570 m²
10ページから11ページは、大出の[]さんで、「畑」 33筆 16,514 m²となります。
議案第4号 農地中間管理事業分に関する説明は以上となります。ご審議お願

	いします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。
根橋委員	中間管理機構の関係で結ばれた契約で、終期を迎えた際再度一式書類をそろえることは負担であると考えられるが、軽減できないものか。
事務局	確認して、回答したいと思います。
議長	<p>その他にありますか。</p> <p>発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。</p> <p>一同 異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第6 議案第5号について議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。</p> <p>初めに①につきましてお願ひします。</p> <p>1ページは、総括表となります。</p> <p>田 111,653 m²、畑 45,667 m² 計 157,320 m²</p> <p>2ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。</p> <p>2ページは、1年新規 2筆 畑 1,751 m²</p> <p>3ページは、1年継続 5筆 田 4,444 m²</p> <p>4ページは、2年継続 2筆 畑 817 m²</p> <p>5ページは、3年新規 3筆 田 2,811 m²</p> <p>6ページは、3年継続 10筆 田 7,956 m²</p> <p>7ページから9ページは、5年新規</p> <p>39筆 田 35,904 m²、2筆 畑 1,804 m² 合計 37,708 m²</p> <p>10ページから12ページは、5年継続</p> <p>38筆 田 29,160 m² 3筆 畑 4,531 m² 計 33,691 m²</p> <p>13ページから14ページは、6年新規 22筆 田 18,245 m²</p> <p>15ページは、6年継続 7筆 畑 8,950 m²</p> <p>16ページは、10年新規 1筆 田 5,984 m²</p>

17 ページから 18 ページは、10 年継続
15 筆 田 $13,133 \text{ m}^2$ 、12 筆 畑 $21,830 \text{ m}^2$ 計 $34,963 \text{ m}^2$
となります。

続きまして、②農用地利用集積円滑化事業分に関しまして説明いたします。
1 ページは総括表となります。
畑 7 筆 $8,243 \text{ m}^2$ となります。
2 ページは貸し手の状況となります。今回は、4 名の方についての設定となって
おります。
3 ページ以降は借り手の状況となります。
3 ページは、松島の [REDACTED] さんで、畑 5 筆 面積 $7,243 \text{ m}^2$
4 ページは、大出の [REDACTED] さんで、畑 1 筆 面積 378 m^2 となります。
議案第 5 号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お
願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第 5 号を採決いたします。議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積
計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

一同 異議なし

議長

異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第 7 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明をいたします。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 平成 30 年
11 月から 12 月までの内訳になります。15 件 解約の届出がありました。
次期耕作者が決まっている方が、8 件。転用申請が今回出ている方が 1 件となっ
ております。

報告第 1 号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの報告第 1 号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願い
します。

発言が無いようですので、報告第 1 号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第 8 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出

について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の12月の受付分になります。全部で3件ございました。町内お住まいの方が主ですが、県内であっても遠方にお住まいの方が相続で取得した農地や、複数筆ある方が多い状況でありますので、地元の農業委員さんも注意してみていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

報告第2号につきましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

日程第5 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明いたします。

土地の表示は、東箕輪 [REDACTED] 「畠」 面積 [REDACTED] m²

農機具収納施設1棟の届出となります。届出者は、申請地に隣接する所にお住まいの[REDACTED]さんになります。届出者は、申請地に隣接した土地に息子さんの住宅を建設するにあたり、その土地にある農機具収納施設を移設する必要が生じたため今回届出を計画したもの。

報告第3号の説明は以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願いします。

発言が無いようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。

議長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特ないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

8 番

9 番
